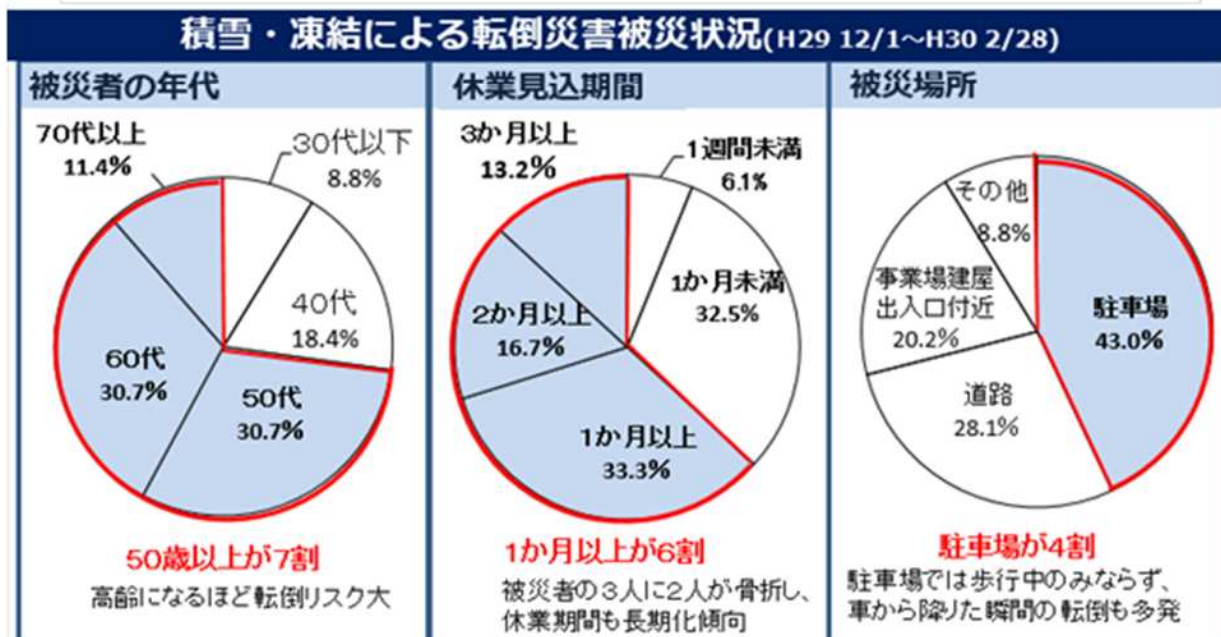
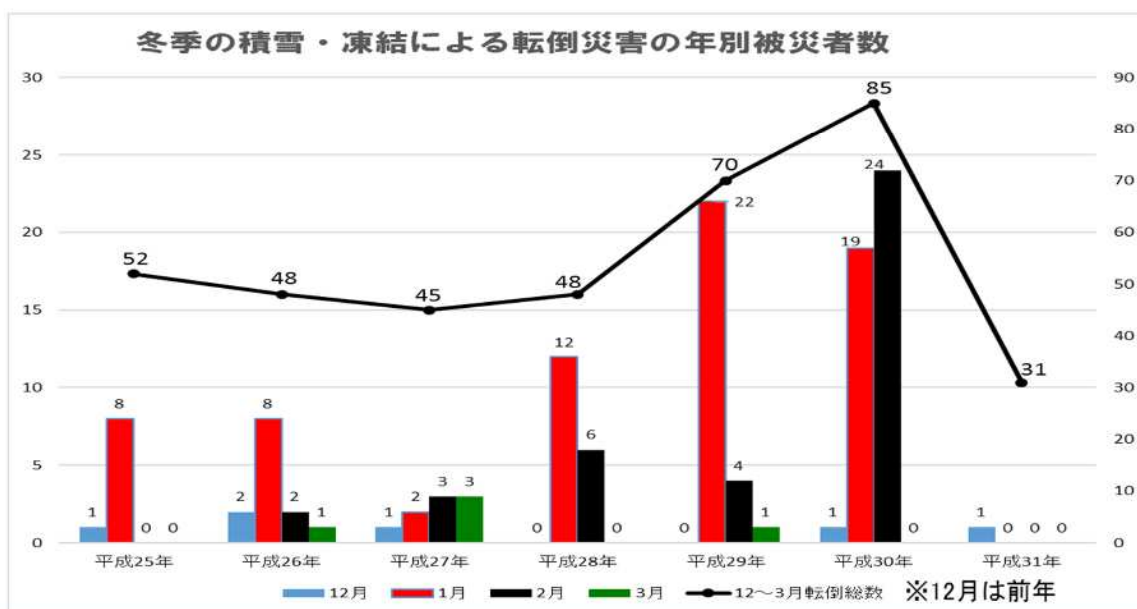


# 降積雪期における転倒災害を防止しよう!!

休業4日以上の労働災害を事故の型(どの様な型で災害が起こったか)別に分類しますと、「転倒」型災害が最も多く発生しています。(全災害の約四分の一を占める。)

その中で、12月から翌年の3月の間において、雪、凍結による転倒災害が多く発生しています。

積雪・凍結に起因する転倒災害の防止について、万全を期していただきますよう、お願いします。



## 積雪等に起因する労働災害の防止にあたり留意すべき事項

### 《屋外の移動中における転倒等の労働災害防止について》

作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合は、ポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。

滑りにくい靴を着用すること。

「かかとから着地する歩き方をしない」「歩幅を狭くする」「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く」等、路面に合った歩き方をすること。

「余裕をもって」行動すること。急に走る、急に曲がるなどの動作は避けること。

横断歩道の白線、マンホール等金属部分の上は滑りやすいので留意すること。また、建物内外の出入口付近は転倒多発地帯となるので留意すること。

雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏に付いた雪や水により滑りやすくなるので、十分に拭き取る等により除去すること。

転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。歩行してのスマートフォン、携帯電話の使用は避けること。

### 《屋外での除雪作業における労働災害防止について》

気象条件に十分注意し、大雪、大雨、強風、吹雪等の悪天候の場合や、気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。

屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。

墜落の危険のある高さ2メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落を防止すること。

軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業を行うこと。また、屋根上と軒下の同時並行作業は行わないこと。

除雪車等を使用する場合は、これに巻き込まれないよう運転時の周囲の確認、作業範囲への警備員等の立ち入り禁止の措置を徹底すること。

作業を行うことにより踏み固められて、又は路面に取り残しの雪がある場合、滑りやすくなるので留意すること。

スコップ等により雪を動かす際は、腰痛等の防止のため無理に多くの量を運ぼうとしないこと。

### 《スリップ等による交通労働災害の防止について》

気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を遵守させること。

冬用タイヤ等、積雪の状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者に対して、安全運転を行わせ、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、走行管理や気象条件に対し安全を確保を図るための必要な指示を行うこと。